

報道関係者 各位

令和4年10月27日

【照会先】

青森労働局 労働基準部 監督課

監督課長 下田 隆貴

過重労働特別監督監理官 岡山 康成

(直通電話) 017(734)4112

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを行います。

この月間を中心に、青森労働局（局長 ^{たかはし}高橋 ^{ひろし}洋）では、県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

また、青森市内において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導などを行います。

【取組概要】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、青森市内においてシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

日時 令和4年11月29日（火）午後6時～午後8時（受付 午後5時30分～）

会場 ハートピアローフク 大会議室（青森市本町三丁目3-11）

（詳細は別紙リーフレットをご覧ください。）

[参加申込方法] 事前にFAX又は下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

2 過重労働解消キャンペーンの実施（詳細は次項や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの期間中に、県内の使用者団体や労働組合に対し、青森労働局長による協力要請を行います。

2 青森労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

青森労働局長が長時間労働削減等に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

今年度は、令和4年11月22日（火）に共立設備工業株式会社（弘前市）を訪問予定です。（詳細は別途お知らせします。）

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場などへ、県内の労働基準監督署が重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、全国の労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、労働条件相談ほっとラインでも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けしています。

5 特別労働相談を実施します

11月5日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

(1) 過重労働解消相談ダイヤル

なくしましろう ながい残業

【電話番号】 0120（794）713（フリーダイヤル）

令和4年11月5日（土）9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

(2) 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

はい！ ろうどう

【電話番号】 0120（811）610（フリーダイヤル）

令和4年11月5日（土）9:00～21:00

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、12月までオンライン開催等により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（詳細は別紙リーフレット及び下記HPをご連絡ください。）

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>